

地方ブロックの社会資本の重点整備方針

1. 本方針は、社会資本整備重点計画（平成 21 年 3 月 31 日閣議決定）第 4 章において、社会資本を、各地方の特性に応じて重点的、効率的かつ効果的に整備し、適切に維持管理・更新していくため、広域地方計画に示す地方ブロックの方向性や地域戦略の実現に向け、地方ブロックの社会資本整備の具体的な方針として早急に策定することが位置付けられたものである。
2. 地方ブロック毎に、国の地方支分部局と地方公共団体、地方経済界、有識者等が意見交換を行い、共通認識の醸成を図りつつ、本方針の案を作成した。具体的には、各地方における独自性が十分に活かされるよう、各地方で行ってきた取組に関するフォローアップを踏まえ、各地方における社会資本に関する現状と課題、目指すべき将来像、社会資本整備の重点事項等について検討を行った。その過程において、市町村からの意見提案の募集を行うとともに、地方ブロック毎にパブリックコメントを実施するなど、その地方のニーズがきめ細かく反映された、即地性の高いものとなるよう努めた。また、本方針は、車の両輪となる広域地方計画との連携を図っている。なお、本方針に記載する事業は、各地方ブロックにおいて代表性が高いと考えられる既事業化箇所を中心に記載している。
3. 本方針は、このような地方における主体的な議論を踏まえた検討・整理をもとに策定したものである。
4. なお、本方針については、各地方ブロックを取り巻く内外の経済社会情勢の変化等に柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行うこととする。また、事業の進捗状況やアウトカム目標の達成状況についてフォローアップを行い、重点的・効率的な社会資本整備に努めていくこととしている。

海岸事業については、国土交通省河川局及び港湾局と農林水産省農村振興局及び水産庁が連携して施策の展開を図っており、相互に連絡調整するとともに、地方支分部局においても、国土交通省地方整備局と農林水産省地方農政局が連絡を密にし、検討・整理を行っている。

道路管理者が実施する交通安全施設等整備事業については、国土交通省と警察庁が連携して施策の展開を図っている。